

四日市市上下水道局告示第8号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、電子計算機に記録した公印の印影を使用するので、次のとおり告示する。

令和6年 2月29日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

- 1 名称 四日市市上下水道事業管理者印
- 2 寸法 方20ミリメートル
- 3 印影



4 使用区分

令和6年度に交付する以下の証明書・通知書

- (1) 電子計算機に記録した公印の印影を使用するもの
方20ミリメートル
水道中止証明書

(上下水道局管理部お客様センター)